

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成27年1月23日(金)

10:00～11:00

市役所議会棟 2階 第2委員会室

(司会)

定刻になりましたので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会を開会いたします。司会進行につきましては、産業振興課長の林が務めます。本日の出席者は協議会委員14名の内14名で、過半数を超えております。匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会は成立したことをここに御報告いたします。

つづきまして、本日参加いただいている委員は着任後初めての協議会となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

< 委員及び事務局自己紹介 >

それでは議事に入る前に、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により、会長と副会長を選任いただきたいと思います。ちなみに、前協議会まで千葉県借当川沿岸土地改良区布施理事長に会長をお願いしており、副会長は農業委員会の会長をお願いしておりました経緯があります。

では、本件についてのご意見を求めます。

< 事務局一任の声 >

(司会)

新会長には、大木一夫匝瑳市農業委員会会長、新副会長には、依知川敏男千葉県借当川沿岸土地改良区理事長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

< 異議なしの声 >

(司会)

それでは、新たに会長となられた大木会長に御挨拶をいただきます。

(新会長)

ただいま、会長に選任された大木でございます。就任にあたり、一言御挨拶申し上げます。この協議会は、匝瑳市における農業振興の基本的事項である農業振興地域について審議する場であり、今後の匝瑳市農業の方向性を決める重要な責を担っています。本日会長に選任され、大変光栄であるとともに、その重責もひしひしと感じている次第です。委員の皆様にはこれからの2年間、匝瑳市農業のさらなる発展のため、ご協力をお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。続きまして依知川副会長にご挨拶をいただきます。

(新副会長)

ただいまご紹介にあずかりました依知川でございます。今回、当協議会の副会長に選任され、大変な責任を感じております。協議会の円滑な運営のため、会長を補佐し、支えていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。2年間よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。

(議長)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。それでは、議題に入らせていただきます。はじめに議題の(1)「匝瑳市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について」の審議は、重要変更となる除外6案件、軽微変更となる用途変更1案件、地番変更1案件の合計8案件です。案件番号順に、事務局からの説明が終了後、案件ごとに審議をしていきたいと存じます。それでは、案件毎の審議に入りたいと思いません。

まず除外の案件番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件1 ソーラーパネルの設置について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件2について事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件2 資材置場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件3について事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件3 共同住宅2棟について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件4について事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件4 専用住宅・貸駐車場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件5について事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件5 駐車場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員A)

この土地は、以前に問題があったが、除外前に駐車場にしたなどであるが、写真に写っているものは何ですか。

(事務局)

現在は、自動車は止まっておりません。写真に写っている自動車は、すでに転用しているところであります。

(委員B)

写真に写っているブルーシートを被せているものは何ですか。

(事務局)

確認をしております。

(委員C)

周囲に迷惑をかけない施設であれば、転用して市の税収のプラスにさせていただきたいと思うんです。優良農地の真ん中でやるということは問題であるが、国道などの周辺はなるべく除外を寛大にさせていただき、市のために考えていかないといけないと思います。

(委員A)

この事業計画者は、きちんと手続きをしていくように働きかける必要があると思います。

(事務局)

社長と3回面談したことがあります。必ず法に則った手続きをするよう指導しております。

(議長)

この事業計画者と2か月ほど関係者と事情を聴取した経緯があります。きちんと手続きをすると話を受けています。

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件6について事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件6 専用住宅・車庫用地について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。

続いて用途変更の案件番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

用途変更案件1 農業用倉庫・作業場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。

続いて地番変更の案件番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

地番変更案件1について説明いたします。

(事業概要・公図の写し等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。以上で議題(1)の審査を終了してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(議長)

続きまして、議題の(2)その他についてですが、委員の皆様又は事務局より何かございますか。

(事務局)

今後のスケジュールを説明する。

(議長)

以上を持ちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会の閉会をいたします。長時間にわたり、ありがとうございました。